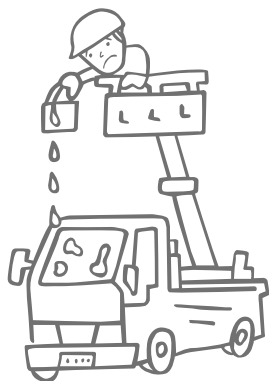


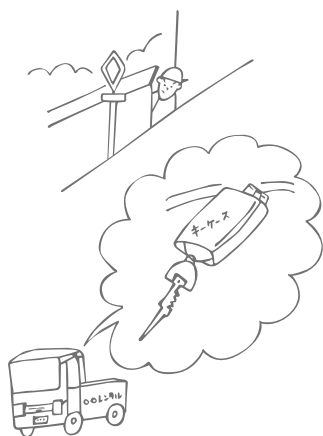
サポート特約制度対象外の主な事例

【車両・動産損害補償対象外事項】

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作動油・オイル・冷却水・安全装置等々）
- 車両もしくは付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を超えている等々）
- 不適当な使用、本来の使用目的にそぐわない、用途外使用による全ての損害
- 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害
- 不適切な燃料（不正燃料、粗悪燃料等）を入れて機械が故障した場合の損害
- タイヤ等消耗品、管路、ライト等、荷台及びあおりの損害
- 紛失及び置き忘れによる全ての損害
- 過積載を原因とする事故による損害
- 部品の部分盗難（タイヤ、バッテリー、ナンバープレートのみ盗まれた等）
- トランスミッション（変速機）単体の損害
- クラッチ板等の磨耗焼付きによる単体の損害
- 故障損害やその他電氣的・機械的な損害（お客様の不注意によるエンジン焼付き等）
- 安全装置の解除又は取外しての作業、高さ制限超えの車載や転倒防止装置不設置等により発生した損害
- ナンバープレートの付いていない商品で公道上で発生した損害
- 駐車時においてサイドブレーキを正確に行わなかった為、車両が動き出した結果生じた全ての損害
- 詐欺・横領等に関連する全ての損害
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用による全ての損害
- 機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方で生じた全ての損害
- 自然災害（台風、土砂崩れ、洪水、高潮、地震、噴火、津波等）によって生じた損害
- 無免許・無資格・酒気帯び薬物等々正常な運転・操作が出来ない状態で生じた全ての損害



塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損及び溶接等による焦げ付き損害



レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。



- 強風によりハウスが転倒し、第三者の車が破損してしまった。
- 油圧ショベルで下請けのダンプに残土の積み込みを行っていた際、誤ってダンプのボディを破損させてしまった。
- 事故を起こした人と死傷した被害者が会社同僚の場合。
- 油圧ショベルが転倒し、作業現場前のレストランの入口をふさいでしまい、休業損害を求められた。
- 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
- 軟弱地盤において、敷板を使用しなかったために、アウトリガージャッキを破損してしまった。
- エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
- レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。